

生活福祉調整課

令和6年度港区住民税非課税世帯等生活支援給付金事業の実施について

区は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」といいます。）」を活用し、港区住民税非課税世帯等生活支援給付金（以下「生活支援給付金」といいます。）を支給します。

1 事業概要

(1) 令和6年度住民税均等割非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への支給

ア 給付対象

基準日（令和6年6月3日）において世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯又は均等割のみ課税となる世帯

※令和5年度に上記給付の対象となった世帯を除く。

イ 給付額

1世帯当たり10万円

ウ 対象世帯数(想定)

10,127世帯

(2) 18歳以下の子どもに対する追加支給

ア 給付対象

上記(1)の給付対象世帯のうち18歳以下の世帯員を含む世帯

※令和5年度に上記給付の対象となった世帯を除く。

イ 給付額

18歳以下の世帯員1人当たり5万円

ウ 対象者数(想定)

1,369人

(3) 事業規模

1,229,197千円

(4) 特定財源

地方創生臨時交付金（事業費及び事務費の一部）

2 給付方法

給付対象世帯に対し、区から確認書を送付し、郵送又はオンラインで申請のあった者に対して生活支援給付金を指定口座に振り込みます。世帯内に18歳以下の世帯員を含む場合は、給付額を加算した確認書を送付します。

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年5月中旬	区ホームページで周知開始
6月1日	広報みなとで周知
6月下旬	確認書の送付
7月中旬	給付金の振込開始
9月30日	確認書の受付期限